

令和2年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に係るQ&A

No.	質問内容	回答
1	「見える化要件」について、令和2年度より実施となっているが、令和2年4月1日時点で要件を満たしている必要があるか。	「介護サービス情報公表システム」を活用する場合、「介護サービス情報公開システム」が改修予定となっているため、「掲載予定」にチェック(☑)してください。
2	前年度の介護職員の賃金の総額について、令和2年度計画書においては、平成31年1月から令和元年12月までの賃金の総額になるのか。	そのとおりです。
3	令和元年度は、処遇改善加算Ⅱを取得しており、令和2年度より処遇改善加算Ⅰに変更する場合、「別紙様式2-1」2-(1)-③令和2年度介護職員処遇改善加算の見込額は、処遇改善加算Ⅰで積算した額、2-(1)-④賃金改善の見込額は、処遇改善加算Ⅱで積算した額になるのか。	2-(1)-③令和2年度介護職員処遇改善加算の見込額については、処遇改善加算Ⅰで積算した額になり、2-(1)-④-i)についても処遇改善加算Ⅰで積算した額になる。 2-(1)-④-ii)については、前年度の介護職員の賃金の総額になる。
4	処遇改善加算Ⅱから処遇改善加算Ⅰに変更する場合の提出書類は何か。	計画書とともに、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書と介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を提出してください。
5	指定権者名は鹿児島市で良いのでしょうか。	そのとおりです。
6	賃金改善確認書について、雇用形態は常勤、非常勤または正社員、パートどちらに記入が良いのでしょうか。	常勤、非常勤で記載してください。
7	賃金改善確認書について、職種は資格名を記入すればよいのでしょうか。	処遇改善加算のみ取得している事業所は、介護職員になります。 特定処遇改善加算も取得している事業所で、介護職員以外の職種にも配分している場合は、看護職員、介護支援専門員、事務員等を記載してください。
8	賃金改善確認書について、実績報告時の確認日はいつになりますか。	賃金改善計画に基づき、賃金改善を行った支払日以降に、介護職員が賃金改善を確認し、署名した日になります。

9	<p>前年度の介護職員処遇改善加算の総額及び介護職員等特定処遇改善加算の総額について、国保連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載することとなっているが、2月、3月の加算額は、4月15日以降に通知が来るので、計算できないがどうしたらよいか。</p>	<p>前年度の介護職員処遇改善加算の総額及び介護職員等特定処遇改善加算の総額は、前年の1月から12月までの実績になります。</p> <p>※介護保険最新情報Vol.799【問5】参照</p>
---	--	---

※掲載している回答は現在の見解であり、今後の厚労省からの通知等によって変更する場合があります。